

事業番号 政委第 30-23 号

六ヶ所村水素導入可能性調査業務委託

特記仕様書

六ヶ所村 政策推進課

第1章 総則

第1条（適用範囲）

本特記仕様書は、委託者六ヶ所村（以下「甲」という）と受託者（以下「乙」という）との間における六ヶ所村水素導入可能性調査業務委託に適用するものとする。

第2条（業務の目的）

六ヶ所村では、高齢化が進み、さらに、出生数を上回る自然減傾向が続いている。平成25年には人口11,000人を下回っている。雇用は安定しているが、人口減少が続くのは、本村に住みたいという「魅力」、また、村民が本村に住んで良かったという「誇り」を実感できていないことも要因として考えられる。

進行している人口減少に歯止めをかけるため、再生可能エネルギーが集積する本村の強みを活かした魅力あるまちづくりが求められている。

本業務では、六ヶ所村新エネルギー推進計画等の上位計画に基づき、新エネルギーのまちとしての地位を確立するとともに、「生活環境の力」「安全・安心の力」「経済の力」を高め、安らぎと幸せを実感できるまちづくりに向けた水素の活用方法について、調査・検討するものである。

※1 本業務において最も適した契約相手先の候補者を選定するために指名型プロポーザルを実施する。

※2 本業務は、経済産業省「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」の趣旨を遵守し実施するものである。

第3条（準拠する法規及び規定）

本業務は、本特記仕様書による他、関係法令等に準拠して行うものとする。

第4条（疑義の解決）

本特記仕様書に記載のない事項及び疑義については、「甲」と「乙」が協議し、「甲」の指示に従い、業務を履行するものとする。

第5条（提出書類）

「乙」は業務の着手及び完了に当たっては、「甲」の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出し、「甲」の承認を受けるものとする。また、承認された事項に変更の必要性が生じた場合には「甲」の指示に従うものとする。

- | | |
|--------------|---------------|
| (1) 着手届 | 1部 契約締結後5日以内 |
| (2) 工程表 | 1部 契約締結後5日以内 |
| (3) 管理技術者通知書 | 1部 契約締結後5日以内 |
| (4) 完了届 | 1部 完了の日から5日以内 |
| (5) 納品書 | 1部 完了の日から5日以内 |
| (6) 請求書 | 1部 完了の日から5日以内 |

第6条（官公庁への手続き）

本業務の履行上必要な関係官公庁への諸手続きは「乙」が代行するものとし、その写しを「甲」に提出するものとする。

第7条（現地立ち入り）

本業務の遂行の為、他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ土地の所有者の了解を得て紛争の起こらないように留意しなければならない。

第8条（損害賠償）

「乙」は、本業務の履行中に生じた事故及び、第三者に与えた事故・損害に対して一切の責任を負うものとし、万が一発生した場合は「甲」に対し、その内容を速やかに報告し「甲」の指示に従うものとする。

第9条（報告及び検査）

「乙」は、本業務の履行に当たり、月報等により作業の進捗状況を「甲」に報告すると共に、作業工程の終了毎にその結果を報告し、「甲」が必要と認めた時は、中間検査を受け次の工程に着手するものとする。

第10条（完了）

本業務は、成果品と共に完了届・納品書を提出し、完成検査を受け、検査合格をもって完了とする。

第11条（瑕疵担保）

本業務の完了後、「乙」の過失または、疎漏に起因する不良箇所が発生された場合は、修正その他必要な処理を、「甲」の指示に従い「乙」の負担で速やかに行うものとする。

第12条（秘密の保持）

「乙」は、本業務の履行上知り得た秘密は、いかなる理由があっても第三者に漏らしてはならない。また、「乙」は、本業務の履行上得られた記録及び、成果品等を「甲」の許可なく第三者に貸与・閲覧・複写または譲渡してはならない。

第13条（履行期限）

本業務の履行期限は、契約締結日の翌日から平成31年3月15日までとする。

第2章 業務内容

第14条（業務内容）

業務内容1：構想及び今後の展開、成果目標の検討

水素を活用し、魅力あるまちづくりを推進するための構想及び今後の展開、成果目標を検討する。

【検討項目】

1	水素を活用し、魅力あるまちづくりを推進するための構想 ※本村の目指す姿は下記表のとおり。
2	今後の展開（上記1の実現に向けたロードマップ作成）
3	定量的な成果目標

【目指す姿】

地域振興	<ul style="list-style-type: none">●電力需給の仕組みづくりによるエネルギーの地産地消（地域新電力等）や、エネルギー・マネジメントシステムの導入による流出エネルギー費の削減等により、地域内での経済循環及び自立自走した地域振興を目指す。●地域に不足しているエネルギーに関するサービスの提供や災害対策につながるエネルギー・システムの展開を目指す。●村民の新エネルギー設備の積極的導入促進により低炭素な社会を目指す。
産業振興	<ul style="list-style-type: none">●水素製造時の電力需要により、再生可能エネルギー事業者等が、再生可能エネルギーを最大限活用することができる仕組みづくりを目指す。●再生可能エネルギー事業者等が、「エネルギー学習の場」を提供することで、エネルギー構造の高度化等に向けた地域住民等の理解促進に貢献できる体制づくりを目指す。●再生可能エネルギー関連施設や新規産業等の立地により、関連技術者の養成や雇用創出を目指す。●企業活動や製品の普及、新規顧客の獲得等、村内企業への経済等波及効果を目指す。
観光振興	<ul style="list-style-type: none">●水素導入により、エネルギーの活用まで学べる村独自の観光コンテンツを構築し、六ヶ所村次世代エネルギーパークを充実させ、全国各地から多くの観光客や研究者等の来訪を目指す。●観光・交流人口の増加により、村内の商業施設や飲食店、宿泊施設、公共交通等が利用されることで、地元業者の自立自走した経営を目指す。

業務内容2：実証モデルの検討

構想の実現に向けた第一段階として、村内の公共施設等への熱電供給等を行う実証モデルを検討する。

【検討項目】

1	実証内容
2	導入設備
3	<p>導入する施設 【想定する施設】</p> <p><尾駒レイクタン北地区周辺のエリア></p> <ul style="list-style-type: none">・六ヶ所村立屋内温水プール「ろっぷ」・六ヶ所村医療センター <p><特産品販売所「六旬館」周辺のエリア></p> <ul style="list-style-type: none">・特産品販売所「六旬館」・スパハウス ろっかぽっか・六趣醸造工房 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none">・六ヶ所村総合研修センター（仮称）
4	実証に要する水素量の算出
5	実証に要する電力量の算出
6	電力調達方法
7	水素の製造・貯蔵・輸送方法
8	熱電利用方法
9	課題の抽出及び解決策の掲示
10	収支試算
11	事業化に向けたスケジュール
12	その他(提案による)

第3章 成果品

第15条（成果品）

報告書2部、電子媒体（CD-ROM等）2部を完了届とともに提出することとする。

この特記仕様書は、プロポーザルの結果を踏まえ、契約時までに一部変更することがある。